

発議案第2号

インボイス制度の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和7年3月12日

八千代市議会議長 末 永 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

## 提案理由

国に対し、インボイス制度の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

## インボイス制度の廃止を求める意見書

2023年10月、複数税率に対応した消費税額の仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入された。導入から1年以上が経過したが、新たな税負担、免税事業者の排除、複雑な制度による膨大な事務など、恐れていたことが小規模事業者やフリーランスに降り掛かっている。財務省の推計では、新たに133万人が納税を強いられ、1人当たり13万円もの増税となっている。

「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が制度開始後初の確定申告を受けて実施した実態調査では、2週間で7,000人以上が回答しており、回答者の9割超がインボイス制度にデメリットを感じ、制度の見直しや中止を求めている。また、消費税の負担感について、インボイス発行事業者の6割が「負担軽減措置終了後のめどが立たない」、「負担が大きく、事業が成り立たなくなりそうだ」と回答しており、6割超が消費税や事務負担の費用の価格転嫁ができず、「身を削って補填」している状況である。

深刻さを増す物価高騰の中で、小規模事業者やフリーランスとして働く人たちの負担を増加させ、多数を廃業に追い込むことは避けなければならない。インボイス制度を廃止することが経済の活性化の観点からも必要である。

よって、本市議会は国に対し、インボイス制度の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様  
財務大臣様